

## 赤磐市プレミアム付商品券取扱店（特定事業者） 募集要領

### 1. 趣旨

赤磐市が実施する「赤磐市プレミアム付商品券事業」の取扱店を募集するため、必要な事項について定める。

### 2. 商品券の事業概要

- 商品券名称 赤磐市プレミアム付商品券
- 発行者 赤磐市
- 発行予定数 総数50,000冊（500円券×10枚＝5,000円/冊）
- 発行予定総額 2億5,000万円（うちプレミアム25%分）
- 購入対象者 ①令和元年度（平成31年度）分の住民税（均等割）が課税されていない方（※）（以下「非課税者分」という。）  
※課税基準日を平成31年1月1日とし、住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者を除く。  
②平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子がいる世帯の世帯主（以下「子育て世帯分」という。）
- 購入限度額 ①非課税者分 対象者1人あたり2万5千円（購入額 2万円）  
②子育て世帯分 対象となる子1人あたり2万5千円（購入額 2万円）  
上記①、②の両方の要件に該当する方は、それぞれの立場で限度額まで商品券を購入することができる。
- 購入単位 5,000円/冊（500円券×10枚）の商品券を4,000円で購入  
上記購入単位により購入限度額まで分割購入可能
- 購入方法 窓口販売
- 購入期間 令和元年10月1日（火）～令和2年2月28日（金）
- 利用期間 令和元年10月1日（火）～令和2年3月1日（日）

### 3. 取扱店（特定事業者）の概要

- 取扱店 赤磐市内に店舗のある小売店、飲食店など
- 募集期間 令和元年7月2日（火）から令和元年7月25日（木）正午まで
- 募集対象 赤磐市内で営業している店舗（小売業、飲食業、サービス業など）  
※詳細は「4. 取扱店募集要項について」をご覧ください。
- 取扱店負担金 なし
- 申込み方法 「4. 取扱店募集要項について」及び「5. 誓約事項について」をご確認いただき、「赤磐市プレミアム付商品券取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入のうえ、赤磐商工会の本部又は各支所（瀬戸支所を除く。）へ提出してください。なお、提出は、持参、郵送、FAXのいずれ

かの方法により行うこと。

#### 4. 取扱店募集要項について

##### (1) 商品券の利用対象にならないもの

- ①出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス等）
- ②有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、切手、はがき、印紙、プリペイドカード、旅行券、乗車券等の換金性の高いものの購入
- ③たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- ④土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- ⑤現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ⑦特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑧商品券の交換又は売買
- ⑨保険診療対象となる医療費の支払い
- ⑩介護保険の対象となるサービス費用の支払い
- ⑪その他、市長が指定するもの

##### (2) 取扱店参加資格

赤磐市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができる。

ただし、次の場合を除く。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている場合。
- ②特定の宗教・政治団体と関わるものや業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている場合。
- ③上記の「商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う場合。
- ④赤磐市の入札参加停止の措置又は入札参加除外の措置を受けている場合。
- ⑤地方自治法施行令（昭和 22 年法律第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する場合及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されている場合。
- ⑥役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表

- 者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である場合。
- ⑦暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合。
  - ⑧役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している場合。
  - ⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している場合。
  - ⑩役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合。

### (3) 取扱店の責務等

次に掲げる事項を遵守すること。

- ①取扱店であることが明確になるよう、取扱店告知用ツール(ポスター等)を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- ②利用者が使用される商品券について、受け取って問題がないか確認すること。確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての方に周知すること。  
なお、偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨を赤磐市商工観光課にも報告すること。
- ③商品券を受け取った時は、再流出を防止するために商品券裏面に取扱店受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否すること。
- ④商品券の交換及び売買は行わないこと。

### (4) 商品券の取扱い厳守事項

- ①商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能とする。
- ②商品券と現金の交換は禁止とする。
- ③商品券額面以下の利用の場合であってもお釣りは渡さないこと。
- ④不足分は現金等で受け取ること。
- ⑤他割引企画との併用不可や、ポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚・チラシ等にその旨明示すること。
- ⑥利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能とする。
- ⑦利用期間を過ぎた商品券は受け取らないこと。
- ⑧商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して発行者(赤磐市)はその責を負わない。

※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。

⑨商品券で購入した商品の返品は、対応しないこと。

## 5. 誓約事項について

申込みの際に下記事項について誓約をしていただきます。

- ①商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- ②商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受け付けません。
- ③商品券の再販、再流通を致しません。
- ④商品券の偽造・悪用・乱用は致しません。
- ⑤商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- ⑥商品券の利用期間中（令和元年10月1日（火）～令和2年3月1日（日））は取扱店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- ⑦商品券の取扱い、取扱店の責務のほか募集要領に記載されている内容に同意し、遵守します。
- ⑧商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責めに帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- ⑨商品券の取扱いに関して赤磐市からの改善要望等があった場合には、それに従います。
- ⑩店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（ホームページ、チラシ等に掲載）について同意します。
- ⑪登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的としないキャバレー・クラブ、待合などを運営する者」、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」又は「公序良俗に反する店舗等」ではありません。

## 6. 申込みについて

### (1) 申込み方法

希望される事業者は、「4. 取扱店募集要項について」及び「5. 誓約事項について」の内容に同意のうえ、「赤磐市プレミアム付商品券取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項をご記入のうえ、下記まで提出してください。なお、提出は、持参、郵送、FAXのいずれかの方法により行うこと。

申請書の提出先（取扱店登録事務局） 8：30～17：15（土日祝日を除く）

赤磐商工会 本部 電話 086-955-0144（赤磐市下市 357-7）  
FAX 086-955-0376

赤磐商工会 赤坂支所 電話 086-957-3169（赤磐市町苅田 508-1）

赤磐商工会 熊山支所 電話 086-995-1400（赤磐市松木 623）  
（赤磐市熊山支所内2階）

赤磐商工会 吉井支所 電話 086-954-0502（赤磐市周匝 141-1）

### (2) 申込期間

令和元年7月2日（火）から令和元年7月25日（木）正午まで

※申込期間中に申込があり、申込内容に不備がなく登録された事業者は、商品券購入対

象者向けの告知用チラシに取扱店として掲載します。

※申込期間以降も取扱店の申込み受付は行います。ただし、市のホームページのみの掲載となります。

### (3) 取扱店の選定

申込みのあった事業者については、市の審査を経て、取扱店と承認し、「赤磐市プレミアム付商品券取扱店登録票」を送付します。

非承認の事業者については、申込み締切り後に赤磐商工会より郵送にて連絡をします。承認をした取扱店に関しては、市のホームページに掲載をします。

店頭に掲示していただく取扱店用表示物（ポスターなど）及び換金請求書等は、後日郵送、もしくは取扱店所在の下記の窓口において配布します。

山陽地域	赤磐商工会	本部	電話 086-955-0144（赤磐市下市 357-7）
赤坂地域	赤磐商工会	赤坂支所	電話 086-957-3169（赤磐市町苅田 508-1）
熊山地域	赤磐商工会	熊山支所	電話 086-995-1400（赤磐市松木 623） （赤磐市熊山支所内 2 階）
吉井地域	赤磐商工会	吉井支所	電話 086-954-0502（赤磐市周匝 141-1）

### (4) 取扱店の取消し等

「本募集要領」の記載内容に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認取消し、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

## 7. 使用済み商品券の換金について

### (1) 換金の流れについて

以下を換金の基本方針とする。

- ・商品券取扱店は、商品券利用期間内の特定取引において商品券を受け取った場合、商品券に受付日、事業者名を記載（ゴム印可）のうえ「赤磐市プレミアム付商品券取扱店換金請求書（以下「換金請求書」という。）」により、赤磐市内の取扱い金融機関（郵便局を除く。）へ換金請求の手続きをするものとする。
- ・換金請求期間は、令和元年10月1日（火）から令和2年3月13日（金）までとする。

※上記期間を過ぎた換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

### (2) 換金についての注意点

- ・入金に関しては口座振込みとなります。
- ・使用済みの商品券を換金する際は、確認のため換金請求書の写しを保管し、入金確認してください。

## 8. その他留意事項

- ・「募集要領」に記載されていない事項などに関しては、別途定めます。
- ・取扱店情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、「商品券の使えるお店」として、チラシ、市のホームページなどにより広報します。

9. 問い合わせ先

○「プレミアム付商品券事業」についてのお問い合わせ

赤磐市下市 344 赤磐市役所 総合政策部 政策推進課 電話 086-955-2692

○「取扱店募集」についてのお問い合わせ

赤磐市下市 344 赤磐市役所 産業振興部 商工観光課 電話 086-955-6175

赤磐市下市 357-7 赤磐商工会 本部 電話 086-955-0144